

○鳥取県警察における個人情報等の管理に関する訓令

(平成 18 年 3 月 28 日本部訓令第 10 号)

改正 平成 22 年 4 月 1 日本部訓令第 11 号 平成 27 年 3 月 6 日本部訓令第 3 号
平成 29 年 5 月 25 日本部訓令第 16 号 令和 5 年 3 月 29 日本部訓令第 12 号
令和 7 年 3 月 25 日本部訓令第 12 号

鳥取県警察における個人情報の管理に関する訓令を次のように定める。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 保有個人情報等の管理体制(第 3 条―第 8 条)
- 第 3 章 保有個人情報等の取扱い(第 9 条―第 15 条)
- 第 4 章 雑則(第 16 条・第 17 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この訓令は、鳥取県警察が保有する個人情報等の管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年第 57 号。以下「法」という。）及び鳥取県個人情報保護条例(令和 4 年鳥取県条例第 29 号。以下「条例」という。)の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいい、死亡した者の個人情報を含む。
- (2) 実施機関 条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する実施機関をいう。
- (3) 公文書 鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）第 2 条第 2 項に規定する公文書をいう。
- (4) 保有個人情報 法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報をいい、死亡した者の個人情報を含む。
- (5) 個人情報ファイル 法第 60 条第 2 項に規定する個人情報ファイルをいう。
- (6) 個人情報ファイル簿 法第 75 条第 1 項に規定する個人情報ファイル簿及び条例第 8 条に規定する条例個人情報ファイル簿をいう。
- (7) 本人 法第 2 条第 4 項に規定する本人をいう。
- (8) 行政機関等匿名加工情報 法第 60 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。

- (9) 行政機関等匿名加工情報ファイル 法第 60 条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルをいう。
- (10) 個人関連情報 法第 2 条第 7 項に規定する個人関連情報をいう。
- (11) 個人情報等 個人情報、仮名加工情報（法第 2 条第 5 項に規定する仮名加工情報をいう。次号において同じ。）、行政機関等匿名加工情報等（法第 121 条第 2 項に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。次号において同じ。）、匿名加工情報（法第 2 条第 6 項に規定する匿名加工情報をいう。次号において同じ。）及び個人関連情報をいう。
- (12) 保有個人情報等 保有個人情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。

第 2 章 保有個人情報等の管理体制

（総括個人情報等管理者）

第 3 条 鳥取県警察に総括個人情報等管理者 1 人を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 保有個人情報等の管理に関する規程類の整備に関すること。
- (2) 保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

3 総括個人情報等管理者は、この訓令による保有個人情報等の管理の状況について、実地に監査し、及び個人情報等管理責任者から報告を求めることができる。

（副総括個人情報等管理者）

第 4 条 鳥取県警察に副総括個人情報等管理者 1 人を置き、警務部広報県民課長をもって充てる。

2 副総括個人情報等管理者は、総括個人情報等管理者を補佐する。

（主任個人情報等管理者）

第 5 条 警察本部の各部に主任個人情報等管理者を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 警務部警務課長
- (2) 生活安全部生活安全企画課長
- (3) 刑事部刑事企画課長
- (4) 交通部交通企画課長
- (5) 警備部警備第一課長

2 主任個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 当該部における保有個人情報等の管理に関する規程類の整備に関すること。
- (2) 当該部における保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、当該部における保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

- 3 主任個人情報等管理者は、総括個人情報等管理者の命を受け、当該部における保有個人情報等の管理状況について、実地に監査し、及び個人情報等管理責任者から報告を求めることができる。

(個人情報等管理責任者)

第6条 各所属に個人情報等管理責任者1人を置き、所属の長(以下「所属長」という。)をもって充てる。

- 2 個人情報等管理責任者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 当該所属における保有個人情報等の管理に関する規程類の整備に関すること
- (2) 当該所属における保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該所属における保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

(個人情報等管理担当者)

第7条 各所属に個人情報等管理担当者を置き、次席、副隊長及び副校長並びに副署長及び次長をもって充てる。

- 2 個人情報等管理担当者は、個人情報等管理責任者を補佐し、次に掲げる事務を行う。

- (1) 所属における保有個人情報等の取扱いの制限に関すること。
- (2) 個人情報ファイル簿、行政機関等匿名加工情報及び行政機関等匿名加工情報ファイル(以下「個人情報ファイル簿等」という。)の作成及び登録に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該所属における保有個人情報等の適切な管理に必要な事務を行うこと。

(鳥取県警察個人情報等保護委員会)

第8条 保有個人情報等の管理に関する重要事項を審議するため、警察本部に鳥取県警察個人情報等保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 総括個人情報等管理者
- (2) 副委員長 副総括個人情報等管理者
- (3) 委員 主任個人情報等管理者

- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

- 4 委員会の庶務は警務部広報県民課(以下「広報県民課」という。)において行う。

- 5 前各号に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

第3章 保有個人情報等の取扱い

(責務)

第9条 職員は、法及び条例の趣旨にのっとり、この訓令並びに総括個人情報等管理者、副総括個人情報等管理者、主任個人情報等管理者、個人情報等管理責任者及び個人情報等管理担当者の指示に従い、保有個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

(正確性の確保)

第 10 条 職員は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の実事と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

(取扱いの制限)

第 11 条 個人情報等管理責任者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報等を取り扱うことのないよう、教育の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

2 個人情報等管理責任者は、保有個人情報等及びそれが記録されている公文書について、その内容に応じ、次の事項を職員に遵守させるものとする。

(1) 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容

(2) 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項

(3) 取り扱うことができる場所

(4) 保存すべき場所

(5) 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項

(個人情報ファイル簿等の取扱い)

第 12 条 実施機関が保有している個人情報ファイルを明らかにし、一般の閲覧に供するため、警察本部においては広報県民課に、警察署においては警務課に個人情報ファイル簿を備え置かなければならない。

2 個人情報ファイル簿等の作成、登録、公表、変更及び抹消に関する手続は別に定める。
(廃棄及び削除)

第 13 条 個人情報等管理責任者は、保有個人情報等が記録されている公文書を廃棄するときは焼却、その他漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

2 個人情報等管理責任者は、保有個人情報等が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報等を削除するものとする。

(業務の委託)

第 14 条 保有個人情報等の取扱いの全部又は一部を委託するときは、別に定めるところにより適正に行うものとする。

(提供の際の措置)

第 15 条 利用目的のため又は法第 69 条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供するときは、別に定めるところにより適正に行うものとする。

第 4 章 雑則

(事故発生時の措置)

第 16 条 個人情報等管理責任者は、保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報等の安全の確保に係る事態（次項及び第 3 項において「漏えい等」という。）が発生したときは、速やかに、その旨を総括個人情報等管理者及び主任個人情報等管理者に報告するとともに、その原因を調査するものとする。

- 2 個人情報等管理責任者は、漏えい等の再発防止に資するため、前項の調査の結果に基づき、保有個人情報等の管理の方法の改善に必要な措置を講ずるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を総括個人情報等管理者及び主任個人情報等管理者に報告するものとする。
- 3 個人情報等管理責任者は、漏えい等が法第 68 条第 1 項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちにその旨を総括個人情報等管理者及び主任個人情報等管理者に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第 2 項の規定による本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、個人情報等管理責任者は、法第 115 条（法第 116 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下この項において「契約締結者」という。）から、当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障が生じるおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちにその旨を総括個人情報等管理者及び主任個人情報等管理者に報告するとともに、当該契約締結者が当該行政機関等匿名加工情報の管理の方法の改善のために講じた措置を確認し、総括個人情報等管理者及び主任個人情報等管理者に報告するものとする。

（補則）

第 17 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日本部訓令第 11 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 6 日本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成 29 年 5 月 25 日本部訓令第 16 号)

この訓令は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 29 日本部訓令第 12 号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 25 日本部訓令第 12 号)

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。